



頼んだ覚えのない配達物の

相談が多発しております！！



昨年秋頃から、自分では頼んだ覚えが無い商品が通販会社から送られてきたがどうしたらよいかと言う相談が多発しています。今回は、そのような荷物が届いた時はどのように対応すればよいかを事例を交えて紹介したいと思います！

事例

大手通販会社から頼んだ覚えのない配達物が届いた。ダンボールを開けてみても請求書は入っておらず、配達物の明細書と品物のみだった。宛名の住所氏名は自分の物で間違いがないので不気味だ。返品したい。

対処

- ・知り合いから誕生日、お歳暮などのギフトとして贈られている可能性があります。心当たりを確認しましょう。
- ・送り主（事業者）に確認しましょう。
- ・配達時に受け取りを拒否するという方法もあります。



※確認ができるまで品物には絶対に傷付けず、お困りの際はすぐに消費生活センターにご相談下さい。

送り付け商法

「以前注文があった商品を送る。」などという電話が来て、注文していないと断っても健康食品や魚介類が一方的に送られてきて代金を要求されるという相談も寄せられております。



このような場合は、決して受け取らず（受け取り拒否）、もし受け取ってしまった場合も、絶対に商品を食べたり飲んだりしてはいけません。商品の状態を維持しながらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

◎ こちらから送る際の注意点 ◎

事前、事後にギフト、荷物を送ったことを相手に連絡しましょう。相手は送り主不明の荷物が届いて困っているかもしれません。



住宅新築・リフォームに関する注意



これから暖かい時期になると、住宅の新築、リフォームのシーズンになります。また、今年は消費税増税もある予定ですが、家は人生においても大きな買い物です。急いで内容をあまり確認せずに契約することのないようにしましょう。

もし、不安な場合は見積もりの段階で**住まいるダイヤル 0570-016-100** に相談しましょう。住まいるダイヤルでは**一級建築士**の資格を持った相談員が対応いたします。契約については消費生活センターにご相談下さい。

消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。



消費生活無料法律相談会予定日



2月 6日(水) 13:30~15:30

3月 6日(水) 13:30~15:30

※事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明いたします。

お問い合わせ・申し込み TEL: 0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)

《開設時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

《電話番号》0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

